

杏林大学医学部杏会会則

昭和46年4月制定
昭和47年4月改正
昭和48年4月改正
昭和49年4月改正
昭和51年4月改正
昭和57年4月改正
昭和59年4月改正
昭和60年4月改正
昭和63年4月改正
平成1年4月改正
平成8年4月改正
平成12年4月改正
平成22年9月改正
平成29年4月改正

(名 称)

第1条 本会は、杏林大学医学部杏会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、杏林大学医学部の教育理想実現のため、大学と連携を緊密にたもつとともに会員の子女の勉学向上に寄与し、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、東京都三鷹市新川6丁目20番2号 学校法人杏林学園内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員と大学との連携を緊密にするための活動
2. 子女の学園生活および医学教育をより充実するために必要な活動
3. 経済的に学業の継続が困難な会員の子女に対する学資の貸与（奨学金融資制度として別に定める）
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(会員の構成)

第 5 条 本会の会員は、杏林大学医学部の在学生の保護者（父母又は之に代わる者）および終身会費を納入した者をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2 - 3名
常任幹事	各学年より2 - 3名
監事	2名

(事務局)

第 7 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の事務員を置く。
事務員は会長が任免する。

(役員の選出)

第 8 条 会長及び副会長は常任幹事会において選出し、総会において承認する。
常任幹事は会長が之を委嘱する。
監事は総会で決定する。

(役員の職務)

第 9 条 会長は本会を代表して会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
常任幹事は常任幹事会を構成し、予算・決算及び総会に提出する議案その他重要な事項を審議する。
常任幹事会はその業務を分担し、会務を掌理する。
監事は会計年度中少なくとも1回以上会務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
監事は常任幹事会に出席することができる。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
役員に欠員を生じたときには、会長の推薦により常任幹事会の承認を得て新たに選任し、その残任期間を補充することができる。

(総会及び常任幹事会等の招集)

第11条 総会、常任幹事会は会長がこれを招集し、その議長を務める。

(総会)

第12条 本会の定期総会は年度1回開催する。
必要に応じて臨時総会を開催する。

(総会の議事)

第13条 総会は会員の過半数（委任を含む）の出席をもって成立する。
議事の議決は、出席者の過半数以上の賛成により決定する。

(総会の議決事項)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

1. 予算、決算に関する事項
2. 会則の改廃
3. その他常任幹事会で必要と認めた事項

(常任幹事会)

第15条 常任幹事会は、常任幹事の過半数（委任を含む）の出席をもって成立し、議事の議決は出席者の過半数以上の賛成により決定する。また可否同数のときは議長がこれを決する。
常任幹事会は総会の決定事項並びにその他の事業を遂行する。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

1. 顧問は、学校法人杏林学園長、理事長、副理事長、杏林大学長、副学長、医学部長、並びに教職員の中から学園が推薦した者を会長が委嘱する。
2. 相談役は、医学部教務部長、学生部長、並びに医学部杏会の会長歴任者その他常任幹事会で諮った適任と思われる者を会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は会長の諮問にこたえ、常任幹事会に隨時出席し意見を述べることができる。

(会計)

第17条 本会の経費は入会金、会費、及びその他の収入金をもってそれにあてる。

(会 費)

- 第18条 会員の会費等は、次の区分により会員の子女の入学時に全額を納入するものとする。
- | | |
|---------------|------|
| 1. 入会金（入学時のみ） | 3万円 |
| 2. 年会費（6カ年分） | 27万円 |

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細 則)

- 第20条 会務運営のための必要な細則は別に定める。

細 則

会則の第20条による細則を次の通り定める。

1. 会則第5条の「之に代わるもの」の承認は、常任幹事会にて決定する。
2. 会則第18条に関する細則を次の通り定める。

(1) 入会金の免除

入学者の兄弟姉妹が在学中の場合は、後続入学者に掛かる入会金は之を免除する。

(2) 休学に関する会費の減免

会員の子女が疾病等真にやむを得ざる事由により休学した場合は、之を減免することができる。

(3) 会費の返還

会員の子女が退学した場合は、残余学年の年会費は之を返還することができる。

付 則

この会則及び細則は平成30年4月より適用するものとする。